

公布された条例のあらまし

◇奈良県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例

- 1 積立て  
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとした。
- 2 管理
  - (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
  - (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。
- 3 運用益金の処理  
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする  
こととした。
- 4 処分  
基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。
- 5 繰替運用  
基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
- 6 その他  
この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。
- 7 施行期日等
  - (1) 公布の日から施行することとした。
  - (2) 令和八年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。